

非常招集等に関する訓令

[最終改正 平成28. 12. 27 京都府警察本部訓令第28号]

(概要)

この訓令は、緊急事態若しくは重要特異な事案が発生し、又は発生するおそれがある場合において事態の収拾に必要な初期の態勢を確立するため、警察職員の非常招集及び非常参集について必要な事項を定めたもので、平成23年3月18日から施行しています。